

## 令和4年度診療報酬改定に関するお問い合わせ(ご質問)について

1. 令和4年度の診療報酬改定に関するご質問は、「診療報酬改定に関する質問票」により対応させていただきます。
2. 別添の質問票を作成し、関東信越厚生局茨城事務所あて [FAX\(029-277-1336\)](mailto:029-277-1336)にてご質問いただきますようお願いいたします。なお、質問票1枚につき、1内容の質問としていただきますよう併せてお願いいたします
3. 例年、3月末以降に厚生労働省から「(事務連絡)疑義解釈の送付について(その1～)」が発出されますので、その解釈を確認のうえ、ご照会くださるようお願いいたします。  
なお、厚生労働省からの通知等については、厚生労働省ホームページに掲載されますので、随時、ご確認いただきますようお願いいたします。
4. 回答は電話にて行います。内容によっては厚生労働省に照会をするため、回答に相当の時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。
5. 診療報酬の改定時期は、受付業務や審査業務が集中するため、電話でのご質問はご遠慮いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

関東信越厚生局茨城事務所  
FAX: 029-277-1336